

1 サポート



OSSMA アプリ・サービス に関するお問い合わせ

外務省「たびレジ」 登録代行

パーソナル支援

OSSMA ヘルプラインのスタッフが、今できることやるべきことを解決に向けてアドバイスします。

対応言語：日本語、英語

一部の国・地域では、フリーダイヤルはありません。ヘルプラインにお電話いただき折り返しお電話にて相談に対応します。
表紙の様な困りごとに加え、航空機遅延時の対応、航空機内でものを置き忘れたなどなどの相談からパスポート、航空券、クレジットカード等の盗難・紛失の際に、関係機関への連絡や再発行のための支援などをします。ご要望により、現地危険情報のご提供もおこないます。

安否確認

安全を確認するために、会員のメールアドレスに定期安否確認メールを送ります。返信がない場合、海外緊急連絡先に電話をして安否を確認します。

ご家族への渡航サポート

会員の皆様が海外で入院された場合など、ご家族、大学関係者などが現地に救援に向かう場合に、航空機や宿泊手配をします。

海外医療アシスタンス

病気や怪我の際、以下のサービスをご利用いただけます。

- ①医療機関の手配 ②搬送手配
- ③海外医療機関で受診した場合など電話通訳
- ④通訳手配 ⑤帰国搬送手配 ⑥医師・看護師派遣
- ⑦帰国後の日本の病院手配 ⑧各種費用の支払い (上限1億円、一部のケースは立替のみ)

健康・メンタルケア

医療従事者が、電話による健康・メンタルに関するご相談にも応じます。

弁護士紹介

刑事・民事を問わず法律アドバイスが必要な場合、弁護士のご紹介も可能です。



重大事案では、弊社スタッフが現地入りしての会員・ご家族を支援

2 OSSMA Plus サービス提供のためのネットワーク網

- 7か国に海外センターを配置。
- 拠点数全世界12か所。海外グループ要員数約110名。
- 提携するプロバイダーと医療機関を活用して OSSMA Plus サービスを提供



用語の説明

●OSSMA | オスマ

Overseas Students Safety Management Assistance の略。

●OSSMA ヘルプライン | 当社直営の会員向け困りごと相談デスク

日本を含む8か国にあるセンターが対応しています

●プロバイダー | OSSMA Plus サービスを世界中で提供するために協力いただく提携先

全世界で 3,300社 (2024年1月現在)

●医療機関 | 海外医療アシスタンスを世界中で提供するために、当社が独自に構築する海外の病院・医師

全世界で 17,300機関 (2024年1月現在)

●OSSMAシステム | 会員の安全(安否)確認のための独自システム

会員による正確な情報入力が必要です

●OSSMA アプリ | OSSMAの無料アプリ

安全確認機能、ヘルプラインのフリーダイヤルを自動登録済み

3 OSSMA Plus 会費

派遣期間	OSSMA Plus 会費 (税別)
15 日 以内	6,120 円
1 か月 以内	8,920 円
2 か月 以内	15,920 円
3 か月 以内	25,540 円
4 か月 以内	36,150 円
5 か月 以内	46,650 円
6 か月 以内	55,940 円
7 か月 以内	65,930 円
8 か月 以内	71,520 円
9 か月 以内	77,140 円
10 か月 以内	86,020 円
11 か月 以内	91,610 円
12 か月 以内	97,200 円

- 会費につきましては注意事項をご確認の上、お支払い（決済）をお願いします。
決済期限 お申込み後、14日以内
決済代行会社の事務手数料574円(税別)が別途かかります。
- 渡航期間の計算について
各期間プラス9日以内は、同一料金です。
ただし渡航期間15日以内は対象外です。
- 会費返金ルール
適用対象：渡航前キャンセル
渡航後の期間短縮
ただし、次のケースでは返金はありません。
①. 渡航後OSSMAのサービスを受けた会員
②. 期間短縮の場合
(既払い会費) - (減少した月数で計算した会費)
<1万円(税別)のケース
※返金に係る手数料
渡航期間により最低1千円、最大4千円の返金手数料を申し受けます。
※返金振込手数料
会員負担です。

4 OSSMA Plus 申込方法

■以下の5を参照ください。

5 OSSMAアプリのインストール



スマートフォンから左のQRコードからアプリをインストールし、ログイン後渡航のご登録をお願いします。



■その他お問い合わせはこちらまで



日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
OSSMA事務局

〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14

TEL 03-3811-8310 FAX 03-3811-8183

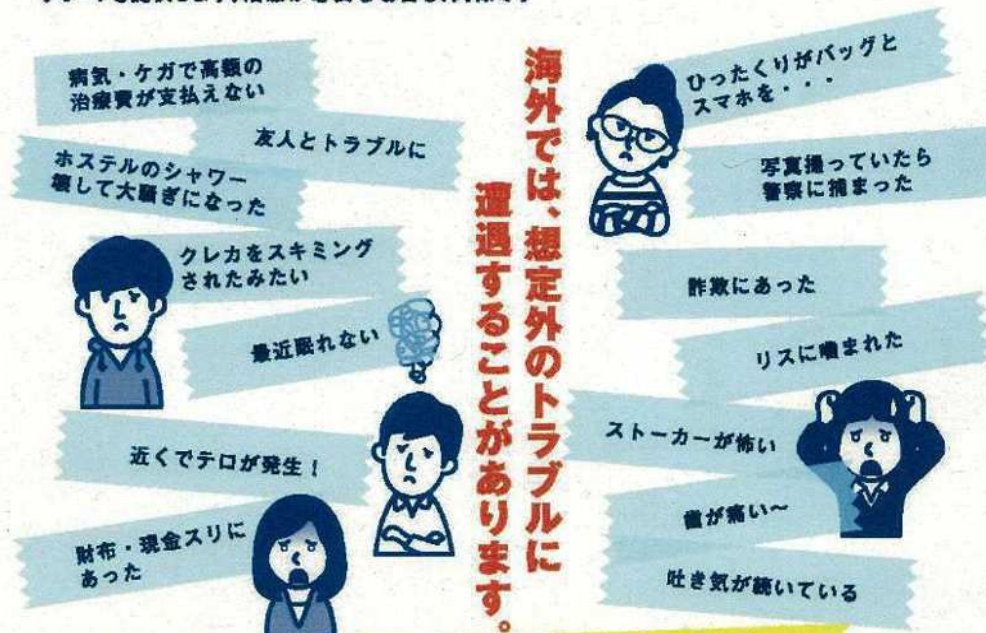
E-mail students@emergency.co.jp



派遣留学生危機管理サービス

Overseas Students Safety Management Assistance

留学中の皆さんや日本のご両親からと大学の間に立ち、困り事のご相談が発生した場合に適切なサポートを提供します。治療が必要な場合も、同様です



渡航前にOSSMA Plusに加入しましょう。

特長



まずは、困り事相談用 OSSMA ヘルプラインへ相談

フリーダイヤル設置 24 時間 / 365 日



病気やけがでの医療支援は、もちろんキャッシュレス治療です。
※原則、OSSMA Plus は治療費をあなたに代わって医療機関にお支払いします。



大事件・事故発生時の安全（安否）確認を実施

OSSMA Plusが費用負担する主な項目（一事故あたり①～⑪通算で1億円まで）

- ①治療費用
- ②医療通訳費用
- ③入院諸雑費
- ④当初の旅程を離脱した場合に負担した費用
- ⑤救援者の渡航費用（5名）、宿泊費用（14日分まで）
- ⑥救援者の渡航手続き費用、救援者又は会員が現地で支出した交通費、入院に要した必要な身の回り品購入費、通信費等（20万円限度）
- ⑦持病・既往症の応急治療費用
- ⑧歯科応急治療費用（受診回数で2回まで）
- ⑨捜索費用（海、山、川での初動捜索は、200万円限度）
- ⑩緊急医療搬送費用
- ⑪死亡時の遺体処理費用、搬送費用（200万円限度、総限度額400万円）

OSSMA Plusが費用負担しない主な項目（ただし、応急処置が可能な場合、US\$5,000を限度に一時立替えします）

- ・会員の故意・重過失による場合
- ・持病・既往症、歯科の本格治療
- ・歯科治療時に行う、クリーニング、フッソコーティング等治療ではない費用
- ・会員の犯罪行為、闘争行為、自殺行為の場合
- ・戦争、内乱、その他これらに類似する事変。（除くテロ行為）
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発物その他の有毒な特性またはこれらの特性による事故
- ・本人、ご家族の都合による医療搬送
- ・無免許での自動車運転および薬物・飲酒の影響により自動車運転中に生じた場合
- ・頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えるが、これを裏付ける医学的他覚所見がない場合、別途定める運動中の事故(山岳登山中の高山病を含む)

OSSMA Plus会員専用 上乗せ海外旅行保険のご案内

●補償内容につきましては、商品概要及び重要事項説明書を必ずご確認ください。

満69才以下のお客様用

ご契約プラン		Aプラン	Bプラン	Cプラン
保 険 金 額	傷害死亡	100万円	300万円	1,000万円
	傷害後遺障害	100万円	300万円	1,000万円
	疾病死亡	100万円	300万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	10万円	10万円	10万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用	2万円	2万円	2万円
保 険 料	保険期間(以下同様) 1日まで	640円	670円	790円
	2日まで	700円	750円	970円
	3日まで	740円	850円	1,180円
	4日まで	820円	940円	1,360円
	5日まで	1,000円	1,140円	1,690円
	6日まで	1,130円	1,320円	1,950円
	7日まで	1,240円	1,450円	2,170円
	8日まで	1,320円	1,560円	2,400円
	9日まで	1,360円	1,620円	2,530円
	10日まで	1,420円	1,710円	2,730円
	11日まで	1,480円	1,790円	2,900円
	12日まで	1,560円	1,910円	3,120円
	13日まで	1,620円	1,990円	3,290円
	14日まで	1,680円	2,060円	3,430円
	15日まで	1,710円	2,120円	3,570円
	17日まで	1,770円	2,220円	3,820円
	19日まで	1,890円	2,380円	4,130円
	21日まで	2,000円	2,540円	4,430円
	23日まで	2,090円	2,690円	4,760円
	25日まで	2,180円	2,820円	5,050円
	27日まで	2,330円	3,010円	5,400円
	29日まで	2,440円	3,170円	5,750円
	31日まで	2,520円	3,300円	6,040円
	34日まで	2,660円	3,530円	6,540円
	39日まで	2,860円	3,750円	6,860円
	46日まで	3,050円	3,960円	7,160円
	53日まで	3,250円	4,190円	7,490円
	2か月まで	3,490円	4,490円	7,980円
	3か月まで	4,170円	5,230円	8,980円
	4か月まで	5,040円	6,310円	10,730円
	5か月まで	5,890円	7,420円	12,800円
	6か月まで	6,710円	8,480円	14,660円
	7か月まで	7,540円	9,510円	16,430円
	8か月まで	8,380円	10,600円	18,390円
	9か月まで	9,230円	11,700円	20,330円
	10か月まで	10,070円	12,790円	22,300円
	11か月まで	10,930円	13,880円	24,210円
	1年まで	11,810円	15,000円	26,190円

傷害後遺障害は障害の程度に応じて、保険金額の3%～100%をお支払いします。
「後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約」が自動セットされています。
詳細は商品概要をご参照ください。

OSSMA Plus 会員専用上乘せ海外旅行保険 補償内容（AIG 損害保険会社「商品概要」より抜粋）

● 傷害死亡

傷害死亡保険金支払特約

保険金をお支払いする主な場合：

旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

（注）同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
 - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
 - ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
 - ・妊娠・出産・早産
 - ・特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）
 - ・自動車・オートバイなどの乗用具を用いて、競技などを行っている間のケガ
 - ・戦争・革命・内乱
 - ・放射線照射・放射能汚染
- など

● 傷害後遺障害

傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）

保険金をお支払いする主な場合：

旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%～100%をお支払いします。

（注）お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
 - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
 - ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
 - ・妊娠・出産・早産
 - ・特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）
 - ・自動車・オートバイなどの乗用具を用いて、競技などを行っている間のケガ
 - ・戦争・革命・内乱
 - ・放射線照射・放射能汚染
- など

● 疾病死亡

疾病死亡保険金支払特約

保険金をお支払いする主な場合：

次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

- 旅行行程中に病気により死亡した場合
- 旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（※1）により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合（※2）
- 旅行行程中に感染した感染症（※3）により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合（※1）その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。
（※2）旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。
（※3）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症および指定感染症（※4）をいいます。
（※4）政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた病気に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
 - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・戦争・革命・内乱
 - ・放射線照射・放射能汚染
 - ・妊娠・出産・早産
 - ・歯科疾病
- など

● 個人賠償責任

個人賠償責任補償特約

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物（※）に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

（※）レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）、居住施設内の部屋および部屋内の動産（建物または戸室全体を賃借している場合を除きます。）を含みます。

お支払いする保険金：

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

- ・損害賠償金（1事故につき、ご契約の保険金額限度）
 - ・訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）
- （注）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意
- ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- ・自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任
- ・心神喪失による損害賠償責任
- ・同居の親族に対する損害賠償責任

など

● 携行品

携行品損害補償特約

保険金をお支払いする主な場合：

被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品（※）に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円）を限度として、時価額で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。（時価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）

（※）携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。

（注1）携行品に含まれない主な物は次のとおりです。

現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内）の物 など

（注2）ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。（ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。）

（注3）旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など）をお支払いします。（1事故につき5万円限度）

（注4）運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
- ・自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転
- ・自然の消耗またはさび、変色、欠陥
- ・電氣的事故、機械的事故
- ・置き忘れ・紛失
- ・すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷

（注）レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができます。

など

● 航空機寄託手荷物遅延

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

保険金をお支払いする主な場合：

旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（※1）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、航空機到着後96時間以内に被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費（※2）をお支払いします。（1回の寄託手荷物遅延につき、10万円限度）

（※1）定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。

（※2）貸与を受けた場合の費用を含みます。

（注）寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入し、または貸与を受けたことによる費用は除きます。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・革命・内乱
- ・放射線照射・放射能汚染

など

● 航空機遅延費用

航空機遅延費用等補償特約

保険金をお支払いする主な場合：

次のいずれかに該当した場合、出発地（または乗継地・着陸地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した費用をお支払いします。（1回の出発遅延など、または乗継遅延につき、2万円限度）

<出発遅延など>

・搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合

①6時間以上の出発遅延

②欠航・運休

③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能

・搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合

<乗継遅延>

・航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき

お支払いする保険金：

- ・ホテルなど客室料、食事代
- ・ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用したときの費用
- ・国際電話料など通信費
- ・目的地における旅行サービスの取消料

など

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・革命・内乱
- ・放射線照射・放射能汚染

など

参照元：<https://travel.aig.co.jp/ota/overview>